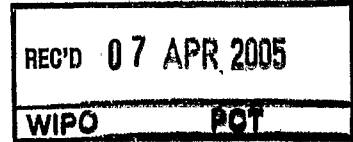


特許協力条約

発信人 日本国特許庁 (国際調査機関)



出願人代理人
 内藤 照雄 様
 あて名
 〒 107-6012
 東京都港区赤坂一丁目12番32号
 アーク森ビル12階
 信栄特許事務所

PCT
 国際調査機関の見解書
 (法施行規則第40条の2)
 [PCT規則43の2.1]

発送日 (日.月.年) 05.4.2005

出願人又は代理人の書類記号 104349-WO	今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2005/000623	国際出願日 (日.月.年) 13.01.2005	優先日 (日.月.年) 14.01.2005
国際特許分類 (IPC)	Int. Cl ⁷ B24C 1/04 C23C 18/16, H05K 3/10	
出願人 (氏名又は名称) 住友電気工業株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の不備
- 第VIII欄 国際出願に対する意見

2. 今後の手続き

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日 17.03.2005	
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 田村 嘉章 電話番号 03-3581-1101 内線 3324
	3C 8608

第 I 欄 見解の基礎

1. この見解書は、下記に示す場合を除くほか、国際出願の言語を基礎として作成された。

- この見解書は、_____ 語による翻訳文を基礎として作成した。
それは国際調査のために提出された PCT 規則 12.3 及び 23.1(b) に関する翻訳文の言語である。

2. この国際出願で開示されかつ請求の範囲に係る発明に不可欠なヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下に基づき見解書を作成した。

- a. タイプ 配列表
 配列表に関連するテーブル
- b. フォーマット 書面
 コンピュータ読み取り可能な形式
- c. 提出時期 出願時の国際出願に含まれる
 この国際出願と共にコンピュータ読み取り可能な形式により提出された
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出された

3. さらに、配列表又は配列表に関連するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

4. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲	1-11	有 無
	請求の範囲	12, 13	
進歩性 (IS)	請求の範囲		有 無
	請求の範囲	1-13	
産業上の利用可能性 (IA)	請求の範囲	1-13	有 無
	請求の範囲		

2. 文献及び説明

- 文献1: JP 5-13951 A (ジャパングアテックス株式会社)
1993.01.22
- 文献2: JP 11-87888 A (三菱重工業株式会社)
1999.03.30
- 文献3: JP 2001-38625 A (三菱マテリアル株式会社)
2001.02.13
- 文献4: JP 10-86064 A (旭硝子株式会社)
1998.04.07

国際調査報告で引用された上記文献1には、多孔質フッ素樹脂から形成されたシート状の多孔質成形体に、パターン状の貫通部が形成されており、貫通部の表面に選択的にめっき層が形成されている、電気回路部品が記載され、かつ、めっきに際して、レジストないしはフォトマスクを施して、触媒処理、めっき処理、レジストないしはフォトマスク除去を行う、その多孔質成形体の製造方法が記載されている。

国際調査報告で引用された上記文献2には、有機高分子材料から形成されたフィルム状基板にブラストによって貫通部を形成する方法、に係る技術的事項が記載されている。

国際調査報告で引用された上記文献3には、ブラストによって貫通部を形成する方法において、貫通部を有するマスクを配置した面とは反対側の面に柔軟性のある緩衝材を配置し、マスクの上からサンドブラスト加工を行う方法、に係る技術的事項が記載されている。

国際調査報告で引用された上記文献4には、砥粒が水溶性無機塩の粒子であるブラスト方法、に係る技術的事項が記載されている。

請求の範囲1-5, 10, 11

請求の範囲1-5, 10, 11に係る発明は、上記文献1、上記文献2及び上記文献3とにより進歩性を有しない。

文献1によって教示された多孔質成形体の製造方法に、文献2及び文献3によって教示された上記技術的事項を適用することは、当業者にとって容易である。そし

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V.2. 欄の続き

て、貫通孔を設ける際、例えばエッチングによる場合のように、一方と他方の面の両面に凹部を形成することにより貫通孔を形成することは常套手段に過ぎず、また、プラスト方法において砥粒の平均粒径をどの程度とするかは設計者が適宜設定し得る設計的事項であり、めっき用触媒付着部にめっき層を形成する場合、めっき用触媒を選択的に付着させるために用いたレジスト材を、めっきを施す前に剥離させ得ることは、当業者にとって自明の技術的事項に過ぎない。

請求の範囲 6 - 9

請求の範囲 6 - 9 に係る発明は、上記文献 1、上記文献 2、上記文献 3 及び上記文献 4 とにより進歩性を有しない。

上記指摘事項に加えて、文献 1 によって教示された多孔質成形体の製造方法に、文献 4 によって教示された上記技術的事項を適用することは、当業者にとって容易である。

請求の範囲 1 2, 1 3

請求の範囲 1 2, 1 3 に係る発明は、上記文献 1 に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。